審査書

【北陸電力株式会社志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について】

原規規発第2002073号 令和2年2月7日 原子力規制 庁

1. 審査の結果

原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)は、北陸電力株式会社(以下「申請者」という。)志賀原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)に関し、申請者から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき申請のあった「志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」(令和元年12月23日付け原第45号。以下「変更認可申請書」という。)について審査した結果、当該申請は、同条第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認められない。

2. 申請の概要

申請者が提出した変更認可申請書及び申請者の説明によれば、変更の概要は以下のとおりである。

(1)組織名称の変更に伴う変更

本店組織の名称を「土木部」から「土木建築部」に変更することに伴い、次の関連条文を変更する。

- ・第2条の2 (関係法令及び保安規定の遵守)
- ・第2条の3 (安全文化の醸成)
- ・第3条(品質保証計画)
- ・第4条(保安に関する組織)
- ・第5条(保安に関する職務)
- ·第119条(記録)

3. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」ものであるかを確認するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第1306198号(平成

25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「保安規定審査基準」という。)に適合する ものであるかを確認した。

その内容は以下のとおりである。

(1)組織名称の変更に伴う変更

保安規定審査基準は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第92条第1項第4号に規定する発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織について、本店及び事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

申請者は、令和2年4月1日に予定している発送電分離に係る分社化に合わせて、本 店組織の名称を業務内容の実態に合わせた組織名称とするため、「土木部」から「土木建 築部」に変更するとしている。

規制庁は、今回の変更は業務実態に合わせた組織名称の変更であり、保安組織及び職務内容に変更がないことから、保安規定審査基準における発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織について記載すべき事項を満たしていることを確認した。

したがって、本申請に係る変更は、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認められない。